

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年六月二十五日法律第八十五号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。